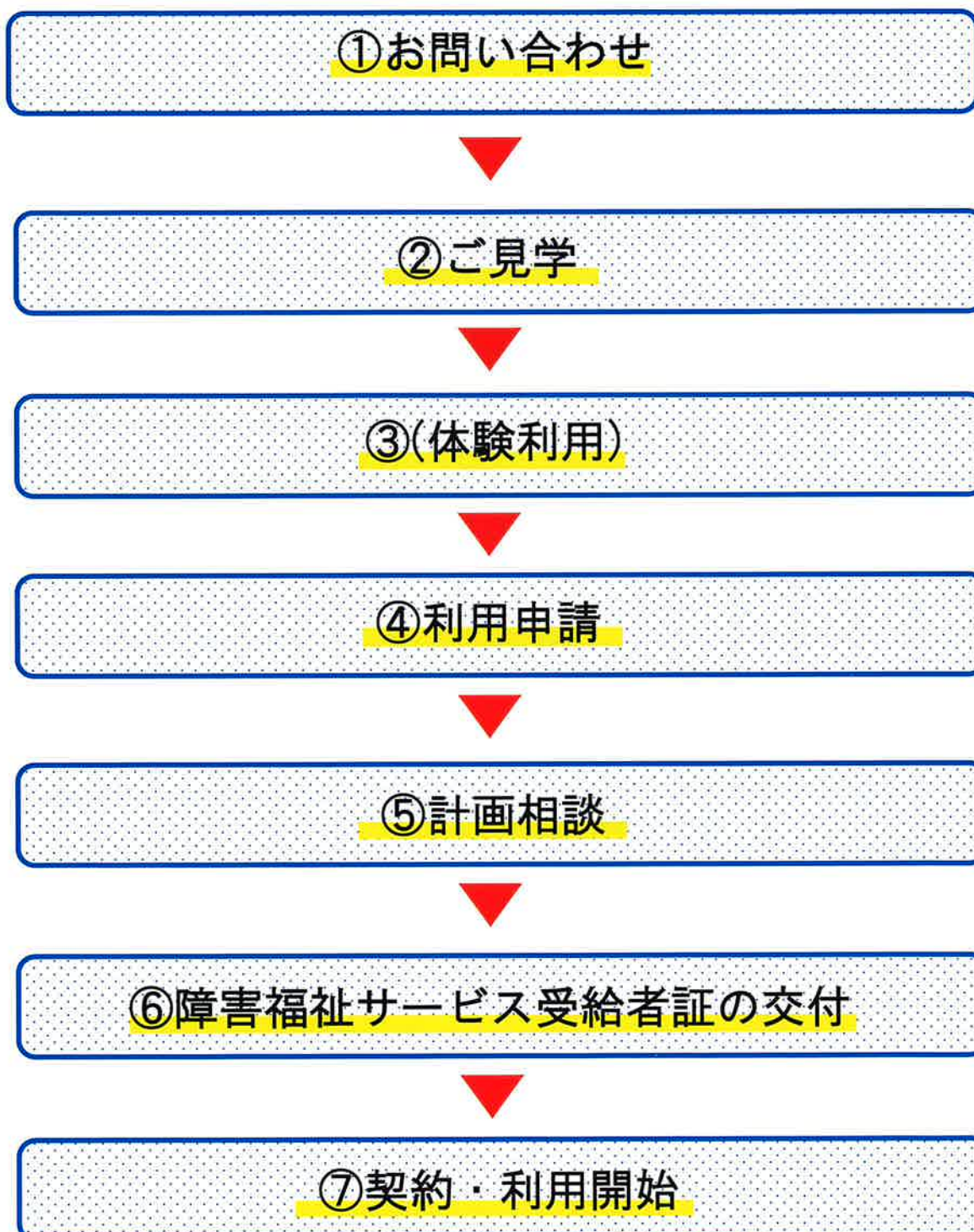


ご利用までの流れ

就労移行支援事業所を利用するためには、福祉サービスの支給申請が必要となります。



ご利用までの流れ

① お問い合わせ

まずは利用してみたい就労移行支援事業所まで、お気軽にご連絡・ご相談ください。

② ご見学

日時を決め、実際に事業所を見学し、雰囲気を見ていただきます。ご家族の方、医療機関、支援機関の方も一緒にご見学いただけます。ご見学の際、訓練や取り組み内容、手続きなどの説明もいたします。

③ (体験利用)

体験利用を希望される場合もご相談ください。実際の訓練や学習会などプログラムに参加することができます。

④ 利用申請

利用したい事業所が決まったら、お住まいの市町役場の障害福祉担当窓口で福祉サービスの利用申請を行います。必要に応じて書類の提出やヒアリング調査（アセスメント）があります。

⑤ 計画相談

指定特定相談支援事業所（市町の窓口で教えていただけます）による「サービス等利用計画」が作成されます。支援するための総合的な支援計画（トータルプラン）で、福祉サービスを利用する場合は必要です。

⑥ 障害福祉サービス受給者証の交付

調査の結果、サービス受給が認められた方には市町から「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

⑦ 契約・利用開始

事業所に「障害福祉サービス受給者証」を提示して契約を結んだあと、サービスの開始となります。事業所がご本人の状況やご希望をお聞きし、それぞれに合わせた「個別支援計画」を作成します。計画書に基づき、訓練・作業など支援を行います。